

森林植物園紅葉のライトアップ照明設置・保守ほか業務 特記仕様書

1. 業務内容

- (1) 本業務は、森林植物園内において、紅葉シーズンに夜間開園し、紅葉を中心とした樹木や造作物等に照明を施すことにより、紅葉ほか樹木の美しさを一層引き出し、当園の魅力を発信・普及することを目的とする。
- (2) 本業務は、指定したエリア（別紙1）において、提案書の照明計画に基づき、照明資機材、配線、および安全施設を設置するものである。
- (3) コンペ審査員の助言があった場合、また当園からの指示があった場合、それらを反映した照明計画とすること。
- (4) メタセコイア並木エリアに関しては、照明器具を常設する予定である。この為、当園の照明器具から22基を選び設置すること。なお、ライトアップ終了後も撤去は行わないので、配管材料は購入品を使用すること。なお、常設となるので、既存のササの中を目立たないようにFEP30を用いたコロガシ配線とする。
- (5) ライトアップ区域の終点となる多目的広場に上がる階段のメタセコイアの高木群、あじさい坂終点のケヤキの高木に関しては、必ずライトアップすること。
- (6) 写真撮影を意識した照明計画とし、昼間では撮影できない植物の魅力発信につながるものとする。モミジ等の樹木を美しくみせる照明と、足元を照らし安全を確保する照明、これら両方を満足すること。
- (7) 紅葉の美しさのほか、樹木のしなやかな枝ぶりや巨木の力強さを再認識するような視線誘導を光の演出により行う。カラー照明の演出を行う際は、場所・方法等が趣旨に合うよう配慮すること。
- (8) 写真撮影を意識したデザイン・照明計画とすること。なお、写真撮影スポットを設置する場合は、人が並ぶ場合でも1m以上の距離を取って並ばせるものであること。
- (9) 照明を固定するための支柱やアングルを設置することは可能とするが、昼間の見栄えに配慮し存在感の小さいものにする。
- (10) 既設電源ボックスの位置は、別図に示すとおりである。必要に応じて、これら仮設施設の設置を検討すること。
- (11) 仮設電源計画書を作成し、植物園の了承を得た後に設営に入ること。
- (12) 期間中は毎日16時30分点灯、20時消灯となるようタイマーで確実に制御すること。
- (13) 照明器具・支柱・ケーブル等の資機材は、ライトアップ時間帯だけでなく昼間の利用者からの見栄えも考慮した設置方法を選択すること。
- (14) ケーブル類によるつまずきや、資機材の落下・転倒・飛散、漏電・感電等の危険がないよう安全対策を行うこと。強風時や降雨・湛水時の対応には特に注意すること。また、週1回の定期点検を必須とするほか、強風や大雨などの荒天直後には必ず点検を行う

こと。

- (15) 定期点検の際は、紅葉の状態（色づき加減や葉のボリューム等）を見ながら、照明対象を変更するほか、角度や高さ等の微調整を行うこと。
- (16) 照明の設置時には、照明が利用者の目に入り一時的に周囲が見えない状況にならないよう、設置位置や角度に配慮すること。また、利用者の視線の位置について、幼児～高身長の者まで想定して照明を設置すること。
- (17) 当園が指定する仕様のほか、より効果的または効率的な照明方法や資機材がある場合は、提案することを可とする。その際は、見積明細表の備考欄等に提案であることが分かるよう記載すること。
- (18) 成果品として、①施工図（照明の位置と種別、配線の位置と種別、電源の位置が分かるもの）、②数量表（エリアごとに使用した資機材名とその型番、数量）、および現地の写真（エリアごとに設置状況が分かる昼の写真とライトアップしている写真）を提出すること。
- (19) 設置・撤去等すべての作業は、展示木への損傷や折損など樹木に影響のないよう丁寧に行うこと。万一、枝折れなどの被害が生じた場合は、当園職員に報告し、その後の処理については指示に従うこと。
- (20) 業務の実施にあたり、当園職員から別途指示があった場合は、それに従うこと。
- (21) 当園職員の指示した事項および当園職員と協議した内容については、任意様式で記録することとし、当園職員から請求があったときは、提出すること。

2. 業務期間

- (1) 契約の日から令和2年12月7日（月）までとし、同日までに成果品を提出すること。
 - ・ 設置完了：令和2年11月2日（月） 試験点灯・調整
 - ・ 撤収開始：令和2年12月1日（火）
 - ・ 撤収完了：令和2年12月7日（月） 成果品提出

3. 留意事項

- (1) 作業中は、来園者に危険のないように安全確認の上、充分注意すること。また、必要に応じてコーンやバー、ロープ等を用いて作業区域を明示するとともに、来園者が作業区域に立入ることができないよう区画し、作業中につき立入禁止の表示をすること。
- (2) 来園者の安全確保のため、必要に応じて交通誘導員を配置すること。
- (3) 第三者に危害を加えた場合は、植物園職員に速やかに報告し、原則として請負人の責任において、処理すること。
- (4) 作業の実施は、平日の8時45分～17時までとする。当園への入場は8時30分以降とし、17時15分までに完全に退場すること（なお、照明の試験点灯や調整等のための作業、および荒天時の対応等はこの限りではない）。また11月3日（火祝）～11月30

日（月）は 19 時 30 分まで作業可能とするが、19 時 45 分までには完全に退場すること。

- (5) 始・終業時には管理事務所に立寄り作業開始・終了の旨を伝えること。事務所に作業開始の旨通知したうえで、通行許可証を借り受けること。
- (6) 園内への作業車両等の乗入れは最小限とし、借り受けた通行許可証を掲示し、ハザードランプを点灯の上、当園職員が指定した経路を常に 10km/h 以下の最徐行かつ利用者優先で走行し、指定する場所に駐車すること。
- (7) 請負人は、現地作業着手日までに、設置資機材別数量表およびそれらを設置する施工図（照明の位置と種別、主要配線の位置と種別、電源の位置が分かるもの）を提出すること。また、契約終了日までに、照明等資機材設置状況の写真データを提出すること。
- (8) 前項の提出書類や作業にかかる注意事項等は、神戸市土木請負工事必携（令和 2 年 4 月改訂版）を参考にすること。
- (9) 天候の急変のおそれのあるときは、適切な養生を行い、当園職員に報告すること。
- (10) 園内は火気厳禁としており、喫煙の場合は園内 1 か所設けている管理事務所北側の喫煙所を使用すること。
- (11) その他疑義が生じた場合は、その都度、植物園職員と協議の上、解決するものとする。